

議 長 日程第11「議案第32号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案につきましては産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 飯田一君。

産業厚生常任委員長 平成29年9月14日、松田町議会議長 井上栄一殿。産業厚生常任委員会委員長 飯田一。産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、9月14日に役場4階大会議室において、委員6名中5名出席のもとに委員会を開催し、平成29年第3回議会定例会において付託された「議案第32号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。寄みやま運動広場の利用料金を改定するため、観光経済課長及び担当職員出席のもと、利用状況や過去の収支状況、類似施設や今後の収支状況、利用時間の変更などを詳細に審査しました。

審査の結果、町内居住者と宿泊者の利用料金が考慮されているとともに、受益者負担の原則に基づき改定されていることから、経営の健全化が図られると判断しました。

以上です。私のほかに委員がおりますので、そちらのほう、お聞きいただければと思います。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 1点だけお聞かせ願いたいと思います。使用時間がですね、4時間が2時間、半分で、なおかつ単価が値上げされて、時間が半分になるということは、倍以上の、一気に値上げになることについてどのような議論がされたのかお尋ねします。

6番 飯 田 この件に関しましては、今まで半日単位と、4時間単位ということだったんですけど、それを2時間単位にしたのは、近隣の疑似施設等いろいろ調査したものをですね、照らし合わせまして、妥当ではないかというふうな結論に達しました。以上です。

12番 大 館 近隣の類似施設等と比較して、決して高くないということだと思いますけれども、利用される方がですね、わざわざ寄まで来られて利用するということが、ほかに交通費等々経費がかかってですね、近隣と比較することそのものが妥当かどうか、ちょっと疑問に思いますけれども。今回みやまの里の経営状況がこれから提案されると思うんですけれども、今年度…あ、28年度は赤字だったというようなこと、事情からすればですね、当然値上げせざるを得ないということとは理解できますけれども、一挙に倍以上ということはなかなか事例がないんじゃないかと思いますけれども、その影響がですね、確かに経営改善につながって影響が出ればいいけど、使用者が半減したとなると、何も得るものがないんじゃないかなと思います。

それとですね、以前齋藤議員が提案されましたグラウンドの芝生化とか、そういう改善されてですね、より高額な使用料がとれるような状況であれば何ら問題はないと思いますけども、その辺も議論されたのでしょうか。

6番 飯 田 その辺は議論していません。

2番 田 代 みやま運動広場の芝生化については、一般質問のときに費用対効果の面からして無理だという町の回答をいただいております。そういったことから、芝生化については議論はいたしませんでした。

あと、これ以外に管理センターのほうもセットである程度議論したんですけれども、やはり管理センターの宿泊施設についてはかなり老朽化が激しいということで、値上げについてリフォームは必要ではないかと、そういう議論はなされました。以上でございます。

それとあと料金改定については、類似施設で、秦野とか近くのグラウンド以外に都心部のグラウンド、それと山中湖あたりのテニスの単価ですか、そういったものも含めて議論した中で、若干割高ですけれども、やはり自然があって、川があって、清流があって、そのグラウンドで夏休みに少年チーム、またはスポーツ団体が運動をした後に夕食には外でバーベキューをやって楽しんで帰っていただくということで、セットで考えると決して割高ではないんじゃないかと、そのような議論がされた中でこういった報告をさせていただきました。以上です。

1 2 番 大 館 十分な議論をされてこういう結果を出されたと思いますけれども、やっぱり使用者とすれば一気に倍以上上がるということ、そのものがですね、相当の負担感を感じると思うんで。何か経営改善だけ見て値上げしてですね、みやまの里だけが経営改善されればいいということじゃなくて、やっぱり寄地域全体の活性化等を含めて、ドッグランの改修等をされてですね、これから観光客がふえるという見込みが希望が持てるようになってきたときにね、何かちょっと打撃になるのかなと感じたもので質問させていただきましたけれども。委員の皆さんがですね、全員賛成ということで結論出されたのでね、それに異議を唱えるものではありませんので、これ以上は申しませんけれども、やっぱり料金の値上げについてはですね、やっぱり一気に倍以上という事例はなかなか珍しいのかなというふうに感じたものですから、質問させていただきました。結果について…結論についてですね、私が異議を申し立てるわけではありませんけども、少し疑問を感じましたので質問をさせていただきました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 番 平 野 この説明のとき、全協での説明のときはこの上限額というような言い方がされてたと思うんですけれども、これ、でも実際にこの、時間が4時間から2時間、何かそういうふうになったということは、結局上限額だから徐々にというよりは、やっぱり時間変更となるとやっぱり一気に改定ということになってしまいうんでしょうか。

6 番 飯 田 一気にですか。

1 番 平 野 言い方がよくわからないんですが。すいません。もしこれがね、時間は…。

議 長 委員長、時間の…時間の制限は、時間の制限については、それをですね、4時間から2時間にしたという、それが上限というふうになるのか、金額だけのことを言っているのかという質問に対しての回答をお願いします。

6 番 飯 田 一応金額だけだと思いますけど。

議 長 ほかに。

1 番 平 野 それがちよっと、今回いつものそういう…こういう改定に比べるとちよっとわかりにくいなって思ったんですね。だから、もしこれを実際に、実際にその変更をする場合には指定管理者があらかじめ町長の承認を得てというふうなこ

とになるということもこの間の説明で書いてあったんですが、実際に変更になるときに、お値段据え置きで時間が半分になりますよというような通知の仕方、通告の仕方になるのか、その辺が。だから、結局やっぱり一気に倍になるということしか方法としてはないのかなと思ったんですね。その辺はどうなんでしょう。

6 番 飯 田 一気に倍となるというわけじゃないんですけど、町内在住と町外在住とにちょっと分けて、その辺は少しバッファを設けたというか、そういう感じで改定はしてあると思います。

それともう一つですね…もう一つは、あその土地もですね、地権者から借りているわけなんで、その辺も料金値上げの際にですね、そういうものもですね、含んだ中で検討していかなきゃいけないんじゃないかというふうなね、ことで、ちょっと倍になっている部分もありますけど、そういうふうな検討も一応されました。

2 番 田 代 ただいまの平野議員のお話で、4時間から2時間で倍になったんじゃないかということで、確かにそのように読めると思います。これについては先ほども委員長のほうからお話ありましたけれど、類似団体の関係がほとんど2時間単位が多かったです。寄だけ4時間というふうなことで、ここで少し上がってしまいますけれども、お1人で、例えば3,000円払うのではなくて、例えばサッカー、ソフトボール、野球、相当の人数ですから、1人当たりに割り返すと、確かに上がり幅は多いんですけれども、宿代を払って、夕食代払って、ここで運動やってという、トータル的な中では許容の範囲ではないかということが1点です。

それと、委員長からもお話のありましたように、借地料ですか、それもやはりこれに計上してやるべきではないかという話も出ました。ただ、普通の、ほかの動物村あたりとは違って、グラウンドというのはある程度公共性もあります。公共性のある中で受益者負担、地域振興、みやまの里の受託会社の経営状況、そういうのも網羅すると、確かに上がり幅は高いんですけれども、1人当たりに割り返すと許容の範囲ではないかと、そのような判断と類似施設の時間、こういったものを考慮した中でこういう提案をさせていただきました。以上の

とおりで。

1 番 平 野 私も値上げは必要ないとは全然思っていない、やっぱりいろいろな経費的なところ考えれば、それは仕方がないなと思っているんですが、今回のやり方だと本当に、いざ、いざそれを値上げしますとなったときに、やっぱり、例えば2時間だったものを…あ、4時間だったものを3時間になって、2時間になるとか、そういうふうな、何ていうの、徐々にという、そういうのが余りやりづらいのかなって。やっぱり4時間がいきなり2時間になるしかないのかなというふうな、ちょっとそこが心配なんです。どうなんでしょう。

議 長 1番、どうなのというのは、ちょっと質問の意図がですね、はっきりしないんですけれども。（私語あり）

1 番 平 野 そうなんです。一気に4から2しかあり得ないのか。例えば間に3時間使用なんていうのも、そういう段階を踏まないのか。そういう可能性は、議論が出ましたか。

6 番 飯 田 あと、継続になっている部分で、休養村管理センターの使用料なんかもありますけど、余りね、細かくそういう、2時間で幾ら、3時間で幾ら、4時間だと幾らというんじゃなくて、もっと利用者にわかりやすくですね、例えばもう2時間なら2時間、そういうふうな区切りにしたのが利用者にとってよりわかりやすいんじゃないかというふうなことで、このような形になりました。

2 番 田 代 夏休みの期間は、例えば民宿に宿泊されるお客さん、それと管理センターに宿泊されるお客さん、大半のお客さんがやはり今お話ししたように、みやま運動広場でスポーツをやる団体が多うございます。実際に4時間で区割りするとかなり、ある程度数が多い中で割り振りをした場合に、とれない人も出てしまうと、そういうことも過去にあったというのは聞いております。それと、先ほどお話があったように、比較した類似団体が2時間という数字がありました。その辺も含めた中で2時間と。それとあと、こういう値上げって、一つは少しずつ値上げするケースもあると思います。例えば下水道使用料が4年前に一度上げて、一遍では無理だということで、ことしですか、上げらせてもらっていると思います。その類いのものとちょっと違った中で、徐々にというよりも、本当は今までもう少し短い、この期間、運動広場ができてから、昭和の終わり

ごろできたと思うんですけども、30年近くたっていると思います。そういう中でやはり今まで料金が据え置きだったと。管理センターについて全く同じなんですけどね。それで経過措置を設けるという考えもあったんですけども、逆に言えば、少し安過ぎたと、そういうのもあって今回2時間にして、今度は逆に高くなってしまったんですけども、基本的には1回行って、それ以外は当分据え置きと、そのような考えと、あとは類似団体、そういったものを参考にした結果こういうことになりました。以上です。

1 番 平 野 わかりました。多分、ずっと使っていた団体にとって急に4時間が2時間になるって聞くと、やっぱりびっくりされると思うので、その辺のところは丁寧な通知というのか、お知らせの手段を考えていただければなと思います。やはり、初めて使うような方にとっては、先ほど言われてた類似団体、それから類似施設、意外と2時間のところが多かったり、値段もそのくらいだったということなので、そんなに初めて使う方にとってはびっくりするようなことではないかなとは思っているので、これまでのお客さんに対して丁寧なお知らせをと願います。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、産業厚生常任委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩いたします。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時から再開いたします。(11時55分)